

平成27年度第1回総合教育会議議事録

日時；平成27年4月13日（月） 午後1時30分から午後1時55分まで

場所；柏崎市役所4階市長応接室

出席者

会田市長、中村教育委員長、藤林教育委員、増田教育委員、金子教育委員、大倉教育長
事務局 柴野総務課長

オブザーバー 山田副市長、猪俣教育部長、箕輪教育総務課長、吉田学校教育課長、中村学校教育課副主幹

会議内容

冒頭、市長が以下のとおり挨拶

本日はお忙しい中急遽お集まりいただき、大変ありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が昨年6月に改正・公布され、本年4月1日から施行となったことから、本日は改正法に基づく、最初の総合教育会議を開き、教育委員会の皆様と同一の認識の下、一致協力しながら、今後の教育行政に当たっていくために、お集まりいただいた次第です。

続いて協議に入る。

協議事項(1)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正内容について

市長が、新制度への移行に関して、事務局に説明させる。

柴野総務課長、資料1に基づき、以下の内容を説明

新教育長（新教育委員会）制度へは、施行日である平成27年4月1日現在、本市においては教育長が任期途中で在職しているが、施行日以降も任期満了（平成27年10月29日）までは引き続き在職していただき、その後に市長が新教育長を任命、移行する。

教育委員長は、教育長の任期満了を持って、委員長職は退任となる。ただし、教育委員としては、任期満了まで在任いただく。

他の教育委員も同様に、各自の現在の任期満了まで委員として在職いただく。

ただし、施行の日から4年間の間に任命される教育委員の任期は、本来4年間である任期を、市長が1年から4年の間で定めることができるようにし、各教育委員の任期満了の年が重ならないように調整する。

なお、新教育長の就任の有無に関係なく、総合教育会議の設置は施行日から適用となるものである。

この件に関して、出席者から質疑なし。

引き続き、市長が法の改正主旨と主な改正内容を、以下のとおり説明

今回の改正は、

・教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制を明確化すること

・迅速な危機管理体制の構築

・地方公共団体の長と教育委員会との連携強化

・地方教育行政に関する国の関与の見直し

が、その趣旨となっている。

具体的には、

1 新教育長制度の制定

2 それに伴う新教育委員会制度の制定

3 大綱の制定

4 総合教育会議制度の創設

が、内容として挙げられる。

詳細は、資料2をよくお読み願いたい。

この件に関しても、出席者からの質疑なし。

協議事項(2)「柏崎市総合教育会議設置要綱」の制定について

要綱の内容を、市長が事務局に説明させる。

柴野総務課長、以下のとおり説明

本要綱は、法の施行日に合わせて市長部局で制定した。

内容としては、改正法の条文をそのまま記載したものであり、会議の進行を市長が行うこと及び庶務を総合企画部総務課が処理することの2点のみが、当市独自の規定内容である。

今後総合教育会議を開催していくに当たって生じるであろう運営上の疑義については、会議の中で出席者に諮って決定していくものである。

この説明に対する出席者からの質疑なし

続いて柴野課長が、資料2の記載内容に基づき、総合教育会議における協議事項の具体例と国の関与の考え方について、補足説明

この説明に対する質疑もなし

協議終了、会議終了